

板橋区地域防災計画

- 令和7年度追補版 -

令和8年3月

板橋区防災会議

令和7年度追補版は、「板橋区地域防災計画（令和5年度改定）」について、災害対策本部の体制や施設の追加等の時点修正を行った箇所を記載したものである。

修正箇所は下線太字網掛けとしている。

第2部 第2章 区及び関係各機関の役割

第1節 板橋区の役割

第1 板橋区災害対策本部の役割

3 本部長室(P52～53)

【本部長室の構成員及び職務】

構成員		職務
本部長	区長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副区長、危機管理部長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	略	略

【本部長の職務代理】

大規模災害や複合した大規模災害が発生する場合等に備え、区の危機管理上、一時的な職務代理者を定める。職務代理時に上位の職務代理者が参集等した場合は、代理した職務内容を報告し、代理の権限は上位者に復する。

副区長以下、次の順とする。

順位	権限委譲する要員
1	副区長 <u>(危機管理部を担当する副区長、担任副区長以外の副区長の順とする。)</u>
2	危機管理部長
3	教育長
4	総務部長
5	政策経営部長
6	区民文化部長
7	危機管理本部員 (宿直、日直)

4 各部（本文略）(P54～59)

部	班・課	分掌事務	
政策経営部（ ■ 災対部長…政策経営部長）	政策企画班 政策企画課 創造都市デザイン課 経営戦略課 庁舎整備担当課	応急・復旧	1 災害応急活動の総合調整に関すること
		復興 通常業務	1 災害復旧・復興計画（生活復興含む。）の立案及び特命に関すること
健康生きがい部（ ■ 災対部長…健康生きがい部長 ■ 補佐…保健所長）	医療・保健対策班 健康推進課 地域保健課 予防対策課 国保年金課 健康福祉センター 板橋 上板橋 赤塚 志村 高島平	応急・復旧	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 医療・助産救護・応急医療救護に関すること 3 医療資器材等の調達、保管及び輸送に関すること 4 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること 5 医療ボランティアの受入れ及び編成に関すること 6 被災者の健康相談に関すること 7 遺体の身元確認、搬送、安置、火葬の総括に関すること 8 死者及び行方不明者の捜索（都・警察署の協力）に関すること 9 在宅人工呼吸器使用者の支援に関すること
		復興	1 被災者等のメンタルケアに関すること 2 被災者等の食事提供に係る適切な栄養管理の実施に関すること 3 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること
		通常業務	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づく措置、疫学調査、検査 2 精神障がいのために自傷又は他害のおそれがある物の警察官からの通報の受理

部	班・課	分掌事務	
健康生きがい部 (■ 災対部長…健康生きがい部長 ■ 補佐…保健所長)	要配慮者班 <u>高齢政策課</u> <u>生涯活躍推進課</u> 介護保険課 後期高齢医療制度課 障がい政策課 障がいサービス課	応急・復旧	1 福祉避難所の設置・運営に関する事 2 避難行動要支援者支援活動に関する事 3 避難所班の編成に関する事
		復興	1 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事 2 後期高齢医療保険料の減免及び徴収猶予に関する事 3 福祉需要調査に関する事
		通常業務	1 介護保険の給付業務・認定調査 2 後期高齢医療制度の各種申請・給付業務 3 おとしより相談センター(19ヶ所)の運営 4 地域のおとしより相談センター、民生委員が高齢者を見守り・支援 5 緊急通報システム及び高齢者電話相談センター業務 6 障がい者情報を管理しているシステムの管理等 7 身体・知的障がい者の相談援護業務
福祉部 (■ 災対部長…福祉部長 ■ 補佐…福祉事務所長)	避難所班 <u>福祉総務課</u> <u>地域福祉連携課</u> 板橋福祉課 赤塚福祉課 志村福祉課	応急・復旧	1 避難所及び避難者に関する事 2 避難所の設置管理及び避難者の誘導・収容に関する事(人員把握・名簿作成・給食給水等) 3 避難所班の編成に関する事 4 社会福祉協議会との調整に関する事 5 帰宅困難者の対応に関する事(志村福祉課)
		復興	1 被災者実態調査に関する事 2 福祉需要調査に関する事 3 災害援護資金等の貸付けに関する事
		通常業務	1 行旅死亡人等取扱業務 2 各種福祉資金の貸付業務 3 生活保護費等の支払い 4 生活困窮者の相談援護業務 5 ひとり親家庭援護経費等の支出事務

(以下略)

第3部 第8章 医療救護・保健等対策

第3節 医療施設の基盤整備

第2 詳細な取組内容 (P179)

■ 区、区医師会

平時から、災害拠点病院・災害拠点連携病院との通信訓練や、区災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施する。

【区内の災害拠点病院等】

指定区分	説明	区内の指定病院等
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される)	帝京大学医学部附属病院(中核) ☆ 日本大学医学部附属板橋病院 東京都健康長寿医療センター 東京都立豊島病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	小豆沢病院、常盤台外科病院、小林病院、板橋中央総合病院、高島平中央総合病院、金子病院、板橋区医師会病院、愛誠病院、 東武練馬中央病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)	上記以外の区内病院

☆東京都地域災害医療コーディネーター

(以下略)

第3部 第9章 帰宅困難者対策

第3節 一時滞在施設の確保

(3) 事業者等における対策 (P194)

■ 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等

- 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。

(中略)

- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

【設置場所】

番号	施設名	所在地	立体（沿線）
1	杜のまちや	南常盤台 2-4-1	東武東上線・川越街道
2	東京土建一般労働組合 板橋支部会館	双葉町 36-6	都営三田線・環状七号線
3	創価学会板橋文化会館	志村 1-30-22	都営三田線・中山道
4	創価学会平和講堂	成増 1-2-10	東武東上線・川越街道
5	創価学会平和会館	小茂根 3-5-9	環状七号線
6	常盤台バプテスト教会	常盤台 2-3-3	東武東上線・川越街道
7	トヨタモビリティ東京（株） 板橋本町店	清水町 5-3	都営三田線・環状七号線
8	トヨタモビリティ東京（株） レクサスときわ台店	小茂根 3-1-3	環状七号線
9	株式会社良品計画 無印良品板橋南町 22	南町 22-14	山手通り
9	株式会社遊楽 新！ガーデン板橋	舟渡 1-5-7	中山道

【協定内容】

- ア 一時滞在施設の運営
- イ 帰宅困難者に対する飲料水・食料・毛布等の提供

第4部 第1章 初動体制

第3節 応援協力・派遣要請

(3) 詳細な取組内容 (P265)

イ 防災関係機関等の応援要請

■ 各防災関係機関

● 各関係機関の派遣内容等

時間	関係機関	派遣チーム	活動場所	活動内容
発災直後 (リエゾン派遣)	国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	被災現場	被害状況の把握、被害拡大防止、二次災害の防止、被災地の早期復旧に向けて、技術的な支援（排水、土砂撤去、応急復旧など）を被災自治体に行うチーム。
概ね48時間以内	厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	保健所・避難所等	医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、災害発生後、概ね48時間以内に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
	(公社)日本医師会	日本医師会災害医療チーム (JMAT)	避難所等	被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的とし、主に避難所・救護所等での医療や健康管理（災害前からの医療の継続）を行う。さらに、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎに至るまで、多様かつ広範囲に及ぶ活動チーム。
	厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	避難所等	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。

時間	関係機関	派遣チーム	活動場所	活動内容
概ね3日〜1週間以内	東京都及び 国土交通省	応急危険度判定員	避難所等	被災した建物が余震で倒壊したり、外壁や窓ガラスが落下したりする危険性がないかを、外観で迅速に調査・判定し、ステッカーで表示し、人命に関わる二次災害を防ぐ専門家（応急危険度判定員）の派遣。
	厚生労働省	日本災害歯科支援 チーム (JDAT)	避難所等	災害発生後、概ね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科医療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としたチーム。
概ね72時間以降	厚生労働省	災害時健康危機管理 支援チーム (DHEAT)	保健所等	被災地の都道府県や保健所の保健医療行政の指揮調整機能を支援するため、専門的な訓練を受けた都道府県・指定都市職員（医師、保健師、薬剤師など）が派遣される応援チーム。
	社会福祉協議会	災害派遣福祉チーム (DWAT)	避難所・ 福祉避難 所等	避難所や福祉避難所等で要配慮者（高齢者・障がい者・子どもなど）への福祉支援を行い、ADLの低下や要介護度の重度化などの二次被害を防ぐことを目的とした、福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、保育士など）からなるチーム。
	(一社)日本 災害リハビリ テーション支 援協会	日本災害リハビリテ ーション支援協会 (JRAT)	避難所等	被災者・要配慮者の生活不活性発病や災害関連死等の予防に関する適切な対応を可能とすることで被災者が早期に災害を乗り越え、自立生活を再建、復興できることを目指し、活動するチーム。
	(公社)日本栄 養士会	日本栄養士会災害支援 チーム (JDA-DAT)	避難所等	迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、被災者への栄養・食生活支援、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行うチーム。

時間	関係機関	派遣チーム	活動場所	活動内容
概ね72時間以降	日本赤十字社	日赤救護班	避難所等	応急医療・助産・巡回診療等があり、区災害対策本部などと連携・調整し、被災地で怪我をした人の治療のほか、避難所を中心とした被災者の巡回診療、現地の病院業務の支援等を行う救護班。
	厚生労働省	災害時保健師等広域応援	保健所等	被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を目的とし、健康相談、健康管理、メンタルヘルスおよび避難所等の衛生対策等を行う。また、必要な医療資源の配分に関する医療保健ニーズ等の情報収集及び、整理・分析等も行う。
概ね1か月以内	(公社)日本認知症グループホーム協会	災害介護派遣チーム(DCAT)	避難所・福祉避難所等	避難所や福祉避難所、介護保険事業所等で要配慮者等のケアや生活環境に配慮した対応や支援の実施、福祉ニーズの把握と情報発信等を行うチーム。
集団感染のリスクが高まった場合	厚生労働省	災害時感染制御支援チーム(DICT)	避難所等	医療体制の逼迫や避難所における衛生環境の悪化により、集団感染のリスクが高まった場合、被災地の感染制御の支援・感染症対策の支援に取り組むチーム。

第5部 第7章 避難者対策

第3節 避難誘導

(3) 安全な避難方法の確保 (P586)

- 区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 台風等に伴い荒川氾濫の危険が高まった場合には、区は、浸水のおそれがない親戚や知人宅・ホテルなどへの「分散避難」を促すとともに、区内の浸水が及ばない地域への「高台避難」(水平避難)を促すこととし、これを基本的な避難行動とする。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区で、特に板橋区洪水ハザードマップ(荒川氾濫版)において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に指定された地域については、緊急的に命をつなぐ緊急一時退避場所として下記を開設する。なお、緊急一時退避場所は避難所とは異なることに留意が必要であり、区民に対し、その旨を周知していく。

<緊急一時退避場所>

施設名	所在地	退避スペース等	退避可能人数
MFLP・LOGIFRONT 東京板橋	舟渡 4-3-1	2～6階の車路 計 4,881 m ²	約 1,000 人
新河岸陸上競技場	新河岸 3-1-3	756.81 m ²	約 800 人

- 区は、避難指示を発令したときは、特命機動班(緊急一時退避場所運営担当)等の区職員に緊急一時退避場所の開設を指示する。
- 区は、荒川が氾濫する危険が高まり、高台及び緊急一時退避場所へ避難する時間的な猶予がないと判断した場合は、垂直避難を呼びかける。また、堅牢な建物の浸水しない高さの階に居住する区民に対しては自宅に留まるよう呼びかける。
- 学校・保育園等は、災害状況に応じ、校長・園長等を中心に全職員が協力して、幼児、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成する。また、避難誘導について、川等の浸水危険区域を通らないような経路とする。